1 国からの指針発出

令和5年3月31日、基本方針及び 医政地発0331第14号「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」が発出。
→これまでの検討会での内容と同様となっている。

2 策定に向けたスケジュール(案)

第8次埼玉県地域保健医療計画策定スケジュール案を踏まえて、今後の部会開催を検討

時期	内容
令和5年 3月	「医療提供体制の確保に関する基本方針」(厚生労働省告示)※
令和5年 6月	埼玉県地域保健医療計画等推進協議会において指針案を検討
令和5年 8月	埼玉県地域保健医療計画等推進協議会において計画骨子策定
令和5年10月	埼玉県地域保健医療計画等推進協議会において計画案の協議
令和5年年10月~11月	埼玉県県民コメント制度に基づく意見募集
令和5年12月	埼玉県地域保健医療計画等推進協議会において計画案を検討
令和6年1月	埼玉県医療審議会諮問・答申
令和6年2月	埼玉県県議会上程
	令和5年 3月 令和5年 6月 令和5年 8月 令和5年10月 令和5年年10月~11月 令和5年12月 令和6年1月

令和4年度第2回部会(令和5年3月27日)での検討概要

1 指標の方向性

現在の指標のうち、2件は継続し1件は新たに策定する

継続

今後も維持していく必要のある指標のため継続

1 県外への母体搬送件数(妊娠6か月以降) 目標値 70人(平成35年)

【次期設定値(案)】 要検討

2 県内の出生数に対する分娩取扱件数の割合目標値 95%(平成35年)

要検討

3 地域における災害時小児周産期リエゾン(医師)の養成者数目標値 27人(令和5年度)



リエゾン事業は継続するが、目標を 上回ったため新指標を検討

2 新指標案について

以下2案について基礎調査を行い、指標としての方向性を検討する

(案1) NICU・GCU入院児のうち、退院支援を受けた児数(or 割合)

(案2) 周産期部門への臨床心理士の配置数

次回指標の具体的数値目標について

1 県外への母体搬送件数(妊娠6か月以降)

※目標値については要検討

		H30	R1	R2	R3	R4
搬送件数		1,199	1,327	1,104	1,144	1,150
	うち他都県	65	78	47	45	46
	ディネーター 実績(母体)	319	329	296	290	342
	うち東京都	6	3	1	2	3

2 県内の出生数に対する分娩取扱件数の割合

※目標値については要検討

	H30	R1	R2	R3
出生数	51,241	48,298	47,328	45,424
分娩取扱件数	49,639	48,532	45,905	46,023
県内取扱率	96.9%	100.5%	97.0%	101.3%

3 新指標とする



指標案の基礎調査結果について

● NICU・GCU入院児のうち、退院支援(入退院支援加算3)を算出した児数

令和4年度			 	令和3年度			令和2年度 令和元年度 平成30年度									
		NICU	GCU		NICU	GCU		NICU	GCU		NICU	J GCU		NICU	NICU GCU	
			NICUから GCUへの 移行児			NICUから GCUへの 移行児	GCUのみ入院		NICUから GCUへの 移行児	GCUのみ入院		NICUから GCUへの 移行児			NICUから GCUへの 移行児	
	① 退院実児数	184	668	408	193	643	396	184	613	382	233	753	462	302	847	647
	② ①のうち、入退院支 援加算3の対象児数		583(46%)		583(47%)			586(50%)		723(50%)		834(46%)				
	① 退院実児数	787	1275	270	653	1255	297	635	1194	343	709	994	368	632	967	382
地域	② ①のうち、入退院支 援加算3の対象児数	748(32%)		699(32%)		577(27%)		459(22%)			499(25%)					

【課題】

- ・入退院支援加算3を算定しているセンター数…診療報酬NICUを有する11施設のうち4施設のみ
- ・支援内容を絞った場合、目標とする数値の設定が困難

【事務局案】

退院支援等のアウトカムでもある、<u>「NICU・GCUの長期入院児数」</u>を指標としてはどうか

指標案の基礎調査結果について

● 周産期部門への臨床心理士の配置数

専任もしくは専従で周産期部門への公認心理士、臨床心理士の配置状況

配置あり	配置なし
6 施設	6 施設

現在配置のない施設については、今後の配置予定なし

【課題】・専任、専従での配置はなくてもセンターの臨床心理士が事案発生時に対応している施設もあり 適正な配置数を指標として設定することは困難

【事務局案】

保健医療計画の策定において考慮